市役所南側駐車場が完成しました

庁舎東側および北側駐車場の混雑を解消するために整備を進 めていた庁舎南側駐車場が完成しました。

来庁の際は、ご利用ください。

※障がいを持たれた方や、ご高齢の方、妊娠中の方など、歩行 に不安のある方は、各駐車場の障がい者等用駐車スペースを ご利用ください。





問い合わせ

総務部財政課(庁舎4階) ☎43-0413

ちぐるみ総合健診を社会場(5月8日金から14日休))で

健診会場は、加東市役所2階201大会議室です。受診される方は、 できるだけ庁舎南側駐車場(上図参照)へ駐車してください。

障がい等を持たれている方は、各駐車場の障がい者等用駐車スペース をご利用ください。

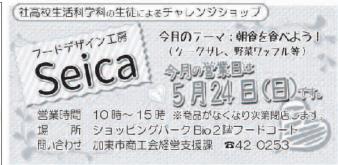
なお、受診時は庁舎正面玄関からお入りください。



○申し込みがお済みでない方も受診できます。受診を希望される方は事前に健康課までお問い合わせください。

問い合わせ 市民生活部健康課(庁舎2階) ☎42-2800





こんなときには手続きが必要です

学生やフリーターなど、厚生年金や共済組合

第2号被保険者に扶養されている配偶者が20

配偶者が就職し、第2号被保険者に扶養され

60歳になる前に会社などを退職したとき

偶者に扶養されるようになったとき

偶者の扶養から外れたとき

会社などを退職し、第2号被保険者である配

配偶者が退職し、第2被保険者に扶養されな

パート収入が130万円を超えたときなど、配

に加入していない方が20歳になったとき

歳になったとき

くなったとき

るようになったとき

で本人や配偶者の就職・転職・結婚などの人生の節目に は、年金の資格変更の手続き が必要となる場合があります。 手続きが遅れると、万が一、 青続きが遅れると、万が一、 青を亡くなられた場合に、障 音や亡くなられた場合に、障 言基礎年金や遺族基礎年金を 受け取れなくなる場合があります。

円未満)の方は第3号被保険45歳未満の配偶者(年収130万余歳未満の第2号被保険者にたいる20歳以上60歳をでいる方は第2号被保険者になるが、

自営業者や学生 金に加入することにな威未満のすべての方は、国内に住んでいる20歳 の種別は職業等に

配偶者の勤務先

保険·医療課

合に加入し、一・フリータ 必要な手続き 手続き先 加入手続き 保険・医療課 (第1号被保険者) 加入手続き 配偶者の勤務先 (第2号被保険者) 被保険者種別の切り替え 配偶者の勤務先 (第1号→第3号) 被保険者種別の切り替え 保険·医療課 (第2号→第1号)

被保険者種別の切り替え

(第2号→第3号)

被保険者種別の切り替え

(第3号→第1号)

問い合わせ 市民生活部保険・医療課(庁舎1階) ☎ 43-0501



に、改修工事費の一部が兵庫県から助成されます。空き家を住宅や事業所、地域の交流拠点として活用する場合 TWE WO

るのからはいろうが対対の自動性の

13 12